

## 石井町移住支援事業補助金交付要綱

### 第3条の(4) 本事業における関係人口に関する要件

【支給対象者の要件】のいずれにも該当する、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。

#### 【支給対象者の要件】

- (ア) 石井町内の学校（小中学校，高等学校，大学等）を卒業した者または転入前5年以内に石井町にふるさと納税を行った者。
- (イ) 町税の滞納がない者。

#### 【地域の担い手確保の要件】

- (ア) 農林水産業に就業する者。
- (イ) 家業等へ就業する者。
- (ウ) 担い手確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光、その他地域の実情に応じて必要な職種）に就業する者。
- (エ) 起業し、石井町内に事業所を設置する者。